

ID: 150

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	長門市俵山特産品貯蔵所条例 第5条		
例規番号	平成22年条例第3号		
<p><b>【根拠条文】</b> (許可の取消し) 第5条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、使用を拒むことができる。この場合において、使用者は、これに伴う損害を市長に請求することはできない。</p> <p>(1) 前条の使用の条件に違反したとき。 (2) 管理が著しく粗放であると市長が認めるとき。 (3) 次条の使用料を納入しないとき。 (4) 前3号に定めるもののほか、特に貯蔵所の設置目的に違反すると市長が認めるとき。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文及び長門市暴力団排除のための公共施設の利用規制に関する条例第3条の規定による。</p> <p>(規制及び使用料の返還) 第3条 市長等は、個別条例等の定めにかかわらず、公共施設の利用が暴力団の利益になると認めるときは、当該利用を許可しない。</p> <p>2 市長等は、既に公共施設の利用の許可をしている場合においても、その利用が暴力団の利益になると認めるときは、当該許可を取り消し、又は利用を停止することができる。この場合において、その利用者に損害が生じることがあっても、市長等は、賠償の責めを負わない。</p> <p>3 市長等は、前項の規定に基づき公共施設の利用の許可を取り消した場合において、既に使用料が納付されているときは、速やかに当該使用料を返還しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日